
令和7年度

東松島市排水設備工事関係説明資料

(指定工事店用)

【東松島市役所建設部下水道課施設係】

〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5番地（鳴瀬庁舎2階）

電話（0225）82-1111（代表） FAX（0225）87-3954

E-mail（受付用）：g-info@city.higashimatsushima.miyagi.jp

目次

排水設備工事申請から完成について・・・1～9 頁

1. 事前調査・申請者への工事計画等の説明・・・1 頁
2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について・・・1 頁
3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点・・・3～4 頁
4. 排水設備工事完了届の提出について・・・5～6 頁
5. 完成検査について・・・6 頁
6. その他(融資あっせん制度・排水設備整備補助金)・・・7～8 頁
7. 排水設備工事計画申請書類等のオンライン化について・・・9 頁

記入例(申請書・平面図・縦断図・調書・完了届)・・・10～14 頁

設計図面の凡例・記号の例・・・15 頁

東松島市排水設備指定工事店に関する規則・・・16～20 頁

東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について・・・21～22 頁

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について・・・21 頁
2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について・・・22 頁

令和8年度指定工事店更新予定一覧・・・23 頁

下水道工事位置図(令和6年度工事)・・・24 頁

合併処理浄化槽設置補助対象区域図・・・25 頁

令和7年度建設部下水道課配置図・・・26 頁

東松島市排水設備工事関係説明資料（指定工事店用）

◆排水設備工事申請から完成について

1. 事前調査・申請者への工事計画等の説明

- 1) 公共柵に異常があった場合や、流入高さ等に問題がある場合は事前に下水道課と打合せをして下さい。
- 2) 公共柵が設置されていない土地への排水設備を設置しようとする場合、排水設備承認申請より先に「**公共ます等設置工事許可申請書**」を提出して下さい。原則、個人設置となります。
- 3) 排水設備設置義務者（土地所有者・建物所有者・使用者）の権利関係の調査・同意等の確認を入念に行ってください。（土地、建物等の状況により単独で排水設備の設置が不可能又は困難な場合は、代表者を定め連署の上、「**排水設備共同設置届**」を提出して下さい。）
- 4) 飲食店や工場等の事業所の場合は、**除害施設（グリーストラップ・オイルトラップ等）の設置**が必要です。事前に下水道課と打合せをして下さい。
- 5) 浄化槽切替工事等で既設管を利用する場合、勾配・タルミ・柵の状況等があれば維持管理を考慮し、改修工事等について申請者と入念に協議して下さい。
また、**浄化槽の使用を廃止する場合は、市民生活課環境衛生係への届出**が必要となります。
- 6) **融資あっせん制度**や**整備補助金**の対象となる申請者には（詳細は**6.その他（7・8号）**をご参照下さい）、利用の有無を必ず確認して下さい。

現場の状況・下水の水質や水量等の調査検討を入念に行い、施工や維持管理が容易で、最も経済的な設備になるよう努め、申請者へ必ず工事計画や見積もりを提示し、契約を締結して下さい。

2. 排水設備工事計画承認申請書の提出について

- 1) 排水設備工事計画申請等について、現行の窓口での受付に加え、電子メールによる受付を行っております。（詳細は**7.「オンライン化（電子メール申請）について」（9号）**をご参照下さい。）

提出書類

排水設備工事計画承認申請書	様式第3号、色指定なし	《前年度との変更点》 行政手続きの簡素化の観点から、 提出書類への押印を全て廃止 し、下記の添付書類を省略しました。
計画平面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし	
計画縦断面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし	
排水設備工事調書（見積）	用紙：A4サイズ、色指定なし	
設備の状況によって提出する書類	ポンプ施設の詳細図、除害施設の構造図・容量計算書、カタログのコピー 等	《省略された書類》 委任状・念書・誓約書

●排水設備工事計画承認申請書について（記入例1）

- 1) **工事着手予定日の7日前には申請書類一式を提出**して下さい。受理後に現場確認等を行いますので、承認されるまで日数がかかります。（融資あっせん及び排水設備設置補助を利用する場合は、金融機関との協議が必要のため、14日前には提出して下さい。）
- 2) 設置場所について複数地番ある場合には**全て記入**して下さい。また、開発等により分筆予定の土地で分筆後の予定地番がわかる場合は、（ ）書きで記入して下さい。
- 3) 着工年月日及び完成年月日については**予定の日付**を記入して下さい。
- 4) 使用者番号欄には、**上水道の水栓番号等**を記入して下さい。また、賃貸住宅等で書ききれない場合は別紙又は平面図へ記入して下さい。

●計画平面図について（記入例2）

- 1) 計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を必ず図面へ記載して下さい。
- 2) 平面図の表示方法は、別紙「[設計図面の凡例・記号の例](#)（15頁）」に従い作成願います。
 ◆汚水排水の新設配管は**赤色実線**、既設配管は**赤色破線**で記載願います。
 ◆雨水排水の新設配管は**青色実線**、既設配管は**青色破線**で記載願います。

＜排水管表示例＞

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線
敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共柵	破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共柵	実線

- 3) **除害施設**（油水分離槽・阻集器等）や**段差調整柵**（HLS等）の特殊継手等を使用する場合は、平面図へ記載願います。
- 4) 受水槽やボイラー等のオーバーフロー排水、冷凍冷蔵庫やエアコン等のドレン排水、外足洗い場等の排水は**原則雨水排水**とし、平面図へ記載願います。
- 5) トイレ配管を1、2階同配管に繋ぐ場合は、**通気管**を設置し、平面図へ記載願います。
- 6) 屋内配管で会合点や屈曲点に柵が設置できない場合は、**掃除口**を設置し、平面図へ記載願います。
- 7) 駐車場など車の乗入れがある箇所はできるだけ**鉄蓋を使用**し、平面図へ記載願います。

●計画縦断図について（記入例3）

- 1) 計画・竣工の別、申請者名を必ず記載して下さい。また、勾配等を必ず検算して下さい。
- 2) 汚水管の起点土被りは原則**30cm**です。確保できない場合は、事前に打合せをして下さい。
- 3) 汚水管の勾配の基準は**2%以上4%以下**です。規定の勾配がとれない場合は、事前に打合せをして下さい。申請時は**2%の一定勾配で計画**して下さい。
- 4) **除害施設**（油水分離槽・阻集器等）や**段差調整柵**（HLS等）の特殊継手等を使用する場合は、平面図へ記載願います。
- 5) 既設管利用の場合は、既設管の状況を**破線**にて記載願います。

●排水設備工事調書（見積）について（記入例4）

- 1) 使用する資材等の名称、数量等と**見積欄**へ記入して下さい。
- 2) 工事見積り及び契約時には工事内容の説明を十分行って下さい。変更等で増額の可能性がある場合も同様に説明願います。

●その他の提出書類について

- 1) 私道に公共下水道を設置希望する場合、「**私道内下水道施設設置申請書**」を提出して下さい。
- 2) 除害施設を設置する場合は、施設の仕様が分かるもの（仕様書、カタログ等）を提出して下さい。（設置基準については、東松島市下水道条例第11条をご確認ください。）
- 3) 申請書へ記載した完成日内に完成しない場合、「**排水設備工期変更届**」を提出して下さい。

3. 事務手続きの流れ及び排水設備工事施工上の注意点

事務手続きの流れの注意点

- 1) 排水設備工事計画承認申請書を精査、決裁後、「排水設備工事計画承認通知書」を発行します。**登録しているEメールアドレスへ送信**または**下水道課窓口右手側のメールBOXからお持ち帰り**下さい。
(申請書類に不備等があった場合は、修正後の発行となりますのでご注意ください。)
- 2) 工事着手は必ず排水設備工事計画承認通知書を受け取ってから行って下さい。**事前着手は厳禁**です。
(指定工事店に関する規則第9条第2項第5号)
- 3) 着手前に必ず承認通知書の**承認番号を黒板等に記入**し、番号が確認できるように写真を撮影して下さい。
(承認番号が未記入またはデータでの添付等の場合は、事前着手とみなします。)
- 4) 施工中において、申請時と違う重大な問題が生じた場合は、速やかに下水道課と打合せをしてから施工して下さい。

施工上の注意点

- 1) **着手前・施工中・完了後**の写真を撮影してください。撮影箇所は、起点汚水柵～公共柵までの接続部が確認できるように埋戻前に撮影して下さい。なお、黒板等を使用し、承認番号・施工箇所等が判明できるように撮影して下さい。
(融資あっせんの対象工事で便器等が対象になっている場合、便器の写真・型番等も撮影して下さい。)
- 2) **責任技術者は、法令等に従い、工事の設計及び施工(監理)に当たって下さい。**
(指定工事店に関する規則第14条)
- 3) 下表の基準のとおり計画し、埋戻前や舗装前に汚水管の**管径と勾配**を確認して施工して下さい。

排水人口	汚水管の管径	勾配
150人未満	100mm	100分の2以上
150人以上300未満	125mm	100分の1.7以上
300人以上500未満	150mm	100分の1.5以上
500人以上	200mm	100分の1.2以上

完成検査時の**管理基準(下限値)**は **公共1.5%、農集1.0%** です。

注) 下限値以下の勾配は手直し工事となります。

- 4) 公共ます及び宅内ますの深さと管径の基準について、下表のとおり施工して下さい。

公共ます	ますの深さ	
	立上管径	
	1200mmまで	200mm
	1201～1500mmまで	300mm
1500mmを越える	0号人孔	

宅内ます	ます深さ	
	立上管径	
	900mmまで	150mm
	900～1500mmまで	200mm
1500mmを越える	300mm	

- 5) 設計図の記載数値について、記載例のとおり作成願います。

種 別	単 位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール・柵の寸法	cm		90
管径	mm		150
管の勾配	mm	小数点以下1位まで	1.5/100
掃除口の口径	mm		75
柵・マンホールの深さ	cm		43
柵の天端高	cm		(+15)

注) 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

- 6) 汚水・雨水の区分基準について、以下の表を参考にし、必要であれば事前協議願います。

建物の種別等	排水の種類	汚水・雨水等の区分
一般住宅	水洗便所、台所、風呂場、洗面所、洗濯機の排水	汚水
	屋外足洗場、洗車・樹木用の散水栓	雨水
	給湯器、空調機器、冷凍庫、給水ポンプ等のドレン排水等	原則雨水
アパート等	受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	原則雨水
学校等	調理室・試験室等	汚水、必要に応じ除害施設設置
	屋外プール排水	雨水
工場・事業場等 (特定施設場)	事業活動に生じた排水	汚水、必要に応じ除害施設設置
	防火水槽、受水槽、高架水槽のドレン、オーバーフロー排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒装置の排水	水質を確認のうえ、原則雨水
	自動車洗車場 自動式車両洗浄装置(特定施設)	阻集器を設置し、 雨水が入り込む場合は雨水 雨水が入り込まない場合は汚水

- 7) 公共柵への接続は**DR・FM柵等にて段差方向調整**するか、ホルソー受口による**HLS等の継手**使用が可能です。また、対面流入する場合は同じ流入の高さとして下さい。
- 8) トイレ排水の合流点は、汚物等の逆流を防止する為、**段差付き柵(45YS・90YS)**を使用してください。また、下流に接近してトラップ柵を設けると汚物がトラップ内に入る可能性があるため、原則50cm以上離して施工して下さい。
- 9) 汚水柵の接続の際、角度が合わない場合は、**自在継ぎ手**又は**曲管**(1スパンにつき**22° 1/2**まで)を使用し、完了図面に必ず記載して下さい。(目視検査できることが原則です。)
※縦断方向での勾配あわせのための使用は、手直し工事対象となります。
- 10) ビルドイン自動食洗機内蔵の流しの排水は、原則**トラップ柵に接続**して下さい。
- 11) 左右合流段差付柵(WLS)は、**100-200**を使用して下さい。
- 12) **排水ヘッダー使用可能**です。設置基準を守って使用して下さい。
- 13) 屋外排水設備の汚水配管に、エルボ返し施工をした場合は、手直し工事対象となります。
- 14) 浄化槽を撤去し、配管が埋戻し位置に掛かる場合は、埋戻し土の沈下による管のたるみに注意し、丁寧に埋戻しして下さい。

注) 既設の便槽、浄化槽を撤去した場合の清掃、消毒は徹底して下さい。

本市の下水道施設は、マンホールポンプを中継し排水処理を行っております。稀に、排水設備工事にて発生したと思われる管材の破片が流入し、中継ポンプが故障するといった事案が発生しております。施工の際には、異物が流入しないよう十分に注意して下さい。

4. 排水設備工事完了届の提出について

提出書類

排水設備工事完了届	様式第5号、色指定なし
完成平面図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし
完成縦断図	用紙：A4～A3サイズ、色指定なし
排水設備工事調書（精算）	用紙：A4サイズ、色指定なし
完成写真	着工前・施工中（起点汚水柵～公共柵接続）・完了後の写真
汚水処理施設使用開始届	様式第9号、色指定なし

●排水設備工事完了届について（記入例5）

- 1) 完了届は、必ず**工事完了後5日以内**（完了日を含めて5日以内）に提出して下さい。
外構工事が遅れている等の場合でも、公共柵に接続し埋戻した状態であれば提出してもかまいません。
（申請書へ記載した完成日以内に完成しない場合、「排水設備工期変更届」を提出して下さい。）
- 2) 提出日、申請年月日、承認年月日、工事完了年月日を記入して下さい。
- 3) 使用者番号欄には、**上水道の水栓番号等**を記入して下さい。
また、賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図へ記載して下さい。

●完成平面図について

- 1) 計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 2) 実測値を記入して下さい。
- 3) 平面図の表示方法は、別紙《設計図面の凡例・記号の例》に従い作成願います。

《排水管表示例》

新設配管	実線	汚水系統	赤線
既設配管	破線	雨水系統	青線
敷地境界線	一点鎖黒線	既設公共柵	破線
その他	階層を表示（2階等）	新設公共柵	実線

●完成縦断図について

- 1) 計画・竣工の別、申請者名を忘れずに記入して下さい。
- 2) 実測値を記入して下さい。

●排水設備工事調書について（記入例4）

- 1) 原本の精算欄を記入し、金額は必ず検算して下さい。
- 2) 必ず申請者に施工内容・金額を確認してもらって下さい。

●完成写真について

- 1) 画像の大きさはL版程度とし、A4用紙に整理し提出願います。
- 2) **着手前・施工中（起点汚水柵～公共柵接続まで）・完了後**の写真を提出願います。
- 3) 承認番号や配管等の施工状況が、鮮明に確認できるように撮影し提出して下さい。

●汚水処理施設使用開始届について

- 1) 使用開始届は**完了届と同時に**提出して下さい。申請者、使用開始日、義務者欄は必ず申請者本人より署名していただして下さい。
アパートの場合は部屋毎に1枚提出願います。使用義務者が未定の場合は、申請者名を記入して下さい。
 - 2) **下水道使用料は、石巻地方広域水道企業団より上水道料金と合算請求**が行われます。
支払い方法は、上水道の支払い方法に準ずることとなります。
口座振替をご利用したい方は、石巻地方広域水道企業団にて手続きしていただくよう、申請者への説明等をお願いいたします。
 - 3) 建替え中や建売等で、下水道を使用しない場合は**休止の届出**を下水道課へ提出して下さい。
(休止の届出をした場合は、新使用者が使用開始した時点で速やかに開始の届出を提出して下さい。)
- 注) 使用開始届の遅れがあり、業者による使用料の支払い事案が発生しています。届出漏れがないよう十分に注意して下さい。

5. 完成検査について

- 1) 完成検査は、責任技術者立会いのもと下水道課職員が**毎週木曜日（午前中）**に行います。
- 2) 完了届受理後、検査日時を前日までにメール又は電話にて連絡いたします。
- 3) 検査日時が決まったら、申請者本人へ必ず連絡をして下さい。

検査の内容・準備物

- 1) 排水管のたるみ、蛇行、漏水がないか、実際に水を流すため、**バケツ等に水を用意**してください。
また、**勾配不足等の確認を行う場合がありますので、レベルを用意**して下さい。ライト、ミラー、スタッフ等は下水道課で用意します。
- 2) 検査前には汚水管内を確認し、汚れ等がある場合は洗管を行って下さい。
- 3) 速やかに検査できるよう検査時間直前に汚水桝の蓋を開けて準備願います。

注) 管内にたるみ等による滞水や接着剤や異物が出ている場合は手直し工事となります。

6. その他

水洗便所等改造資金融資あっせん制度

- 1) 水洗化促進のために金融機関から水洗化資金を**無利子（市が利子補給）**で借りられる融資あっせん制度があります。
- 2) 公共下水道、農集、漁集の排水処理区域及び、合併処理浄化槽の設置区域内が対象となります。
- 3) 汲み取り式、浄化槽切替等の改造が対象で、**新築家屋は対象外**です。
- 4) 工事の依頼を受けた時は、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認して下さい。**工事着手後は利用できません。**
- 5) あっせん額は**1戸につき100万円以内**、賃貸住宅等の場合は1戸につき100万円の範囲内で総額200万円以内です。
 - ◆融資あっせん決定後に金額の増額はできません。（減額は可能。）
 - ◆融資あっせん決定後は速やかに着手して下さい。金融機関によっては一定期間経過しますと融資が失効する場合があります。
- 6) 融資あっせんを申請する際は**条件がありますので注意して下さい**。条件を満たさない場合は融資あっせんを受けられない場合があります。また、金融機関の審査により融資不可となる場合があります。（この時の証明書交付手数料は返却になりません。）
 - ◎申請者
 - **市税等及び下水道事業受益者負担金の未納がないこと。**
 - 申請者に改造資金を償還するための収入が見込めること。
 - 前年の所得金額が800万円以下であること。
 - 確実な連帯保証人又は金融機関指定の保証会社の債務保証があること。
 - 以前に水洗便所等改造資金融資あっせん要綱による融資を受けていないこと。ただし、完済している場合は再申請できます。
 - 金融機関によっては、他の融資の償還中は水洗便所等改造資金融資を受けられない場合があります。
- 7) 融資あっせん申請書の署名は、**本人署名とし印鑑登録印を押印すること。**
 - ◆**印鑑登録証明書・納税証明書・所得証明書を申請者、連帯保証人ともに添付**すること。（印鑑登録証明書の有効期限は、取得後3か月です。）
- 8) 連帯保証人は市内又は隣接市町村に居住し、市県民税・固定資産税の未納がなく、また、市県民税所得割納税者であること。ただし、市長がやむを得ないと認め、かつ借入する金融機関が了承したときは、県内外に居住する親子、兄弟（同居も可）であれば連帯保証人とすることが出来ます。
- 9) 取扱金融機関は、**石巻商工信用組合・石巻信用金庫・いしのまき農業協同組合の東松島市内各支店及び石巻商工信用組合松島支店**です。
- 10) 合併浄化槽の排水設備工事を行う場合も利用できますので、事前に下水道課にご相談下さい。

排水設備整備補助金

1) 対象地域

- ・公共下水道処理区域内で、**供用開始後10年以内**に宅内排水設備を施工する場合。
- ・農業集落排水及び漁業集落排水処理区域内で、宅内排水設備を施工する場合。
- ・合併浄化槽による宅内排水設備を施工する場合。

2) 対象施設

- ・**個人所有**の一般住宅及び店舗付き住宅。
- ・事業所及び事業の用に供する**個人所有建物**で、処理人口10人以下の合併処理浄化槽に係る宅内排水設備。

3) 補助区間・金額

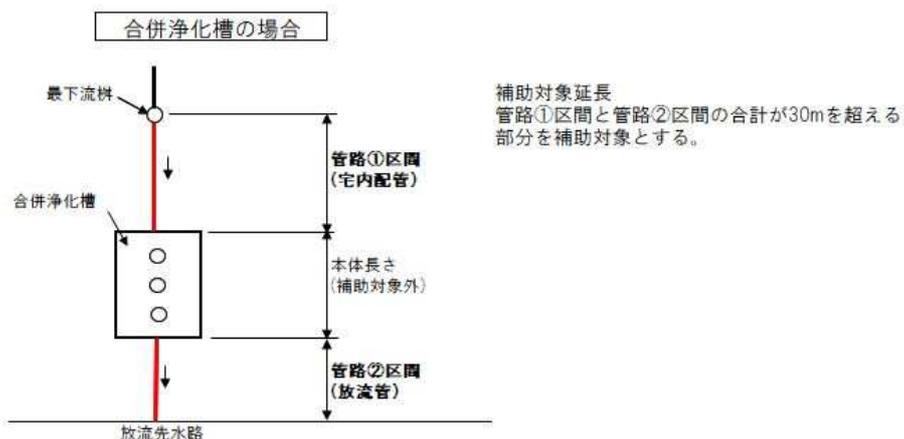
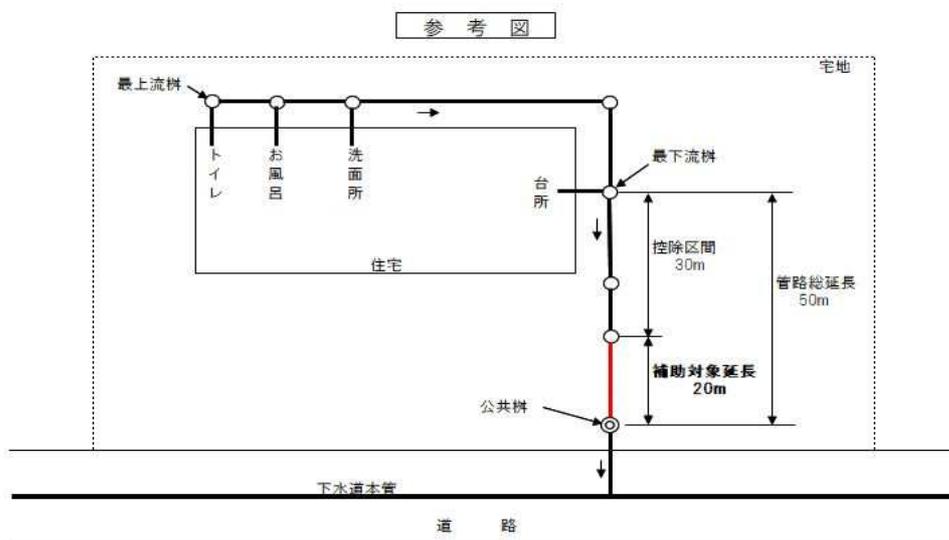
- ・公共樹から最下流合流樹の区間で**30mを超える**部分。
- ・最下流合流樹から浄化槽までの区間及び、浄化槽から放流水路までの区間合計で**30mを超える**部分。
- ・補助区間延長**1mにつき5,000円**、補助上限額**30万円**。

4) その他の条件

- ・下水道事業受益者負担金、農業集落排水事業分担金、市税等の滞納が無いこと。

5) 他の助成との併用

- ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度との併用も可能です。
融資あっせん額は、排水設備整備補助額を控除した額とします。
- ・合併処理浄化槽設置補助との併用も可能です。
補助対象延長は、合併処理浄化槽の本体延長を含めないものとする。



7. 排水設備工事計画申請書類等のオンライン化について

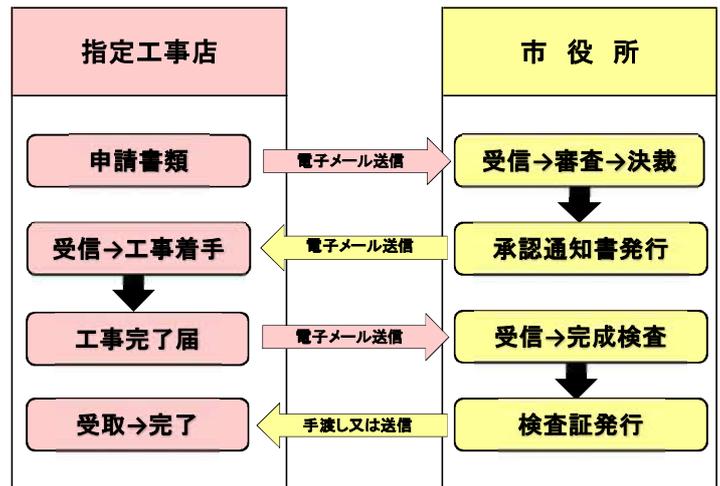
オンライン化(電子メール申請)について

- 1) 排水設備工事計画申請・完了届等の提出書類について、現行の窓口での受付に加え、**電子メール**による受付を行います。
- 2) 特定施設や勾配不足など協議が必要なものについては、従来どおり下水道課窓口での手続きが必要となります。

各種提出書類・添付書類

申請	排水設備工事計画承認申請書
	計画平面図
	計画縦断面図
	排水設備工事調書(見積)
	その他必要書類
完了届	排水設備工事完了届
	完成平面図
	完成縦断面図
	排水設備工事調書(精算)
	完成写真
	汚水処理施設使用開始届

電子メール化業務フローチャート



送付先電子メールアドレスについて

下記の東松島市下水道課(受付用)Eメールアドレスへ送信願います。

Eメールアドレス	g-info@city.higashimatsushima.miyagi.jp
-----------------	------------------------------------------------

※Eメールアドレスの登録を行っていない事業所は、上記のEメールアドレスへ「指定店住所・店名・担当者名」を記載し、メールの送信をお願いいたします。
(登録するEメールアドレスは、個人の携帯電話、端末での登録はご遠慮ください。)

注意事項

- 1) 申請書類は**PDFに変換**し、1つにまとめたデータとして電子メールに添付して下さい。
(添付する**1つのデータ容量は10MB以内**とし、A4～A3用紙サイズで文字が全て読み取れる解像度で送信願います。また、PDFデータを作成する際、縦横の向きに注意して読み取りしやすいよう、データ作成にご協力ください。)
- 2) メール送信時の**件名・添付ファイル名**等については、下記の例のとおりとしてください。
受信の有無を確認した際は、下水道課より返信メール又は電話にてご連絡いたしますので、**指定工事店名・担当者の連絡先**を必ず記載願います。

※複数件ある場合は、**添付ファイル名**の末尾にNo.等の付番し、申請ごとにデータを分けて送信願います。

(例) << 申請 >>	(例) << 完了届 >>
【件名】 排水設備工事計画申請について	【件名】 排水設備工事完了届について
【添付ファイル名】 7777_申請_1 <small>指定店登録No. 複数件ある場合は末尾にNo.等付番</small>	【添付ファイル名】 承認番号07-●●_完了届
【メール本文】 問い合わせ先 指定工事店住所/店名/担当者名/連絡先	【メール本文】 問い合わせ先 指定工事店住所/店名/担当者名/連絡先

- 3) 書類に不備があった場合、基本的には電子メールにて差し替えを行います。協議が必要な場合など窓口での手続となる場合があります。

受付番号	号	整理番号	号
------	---	------	---

排水設備工事計画承認申請書

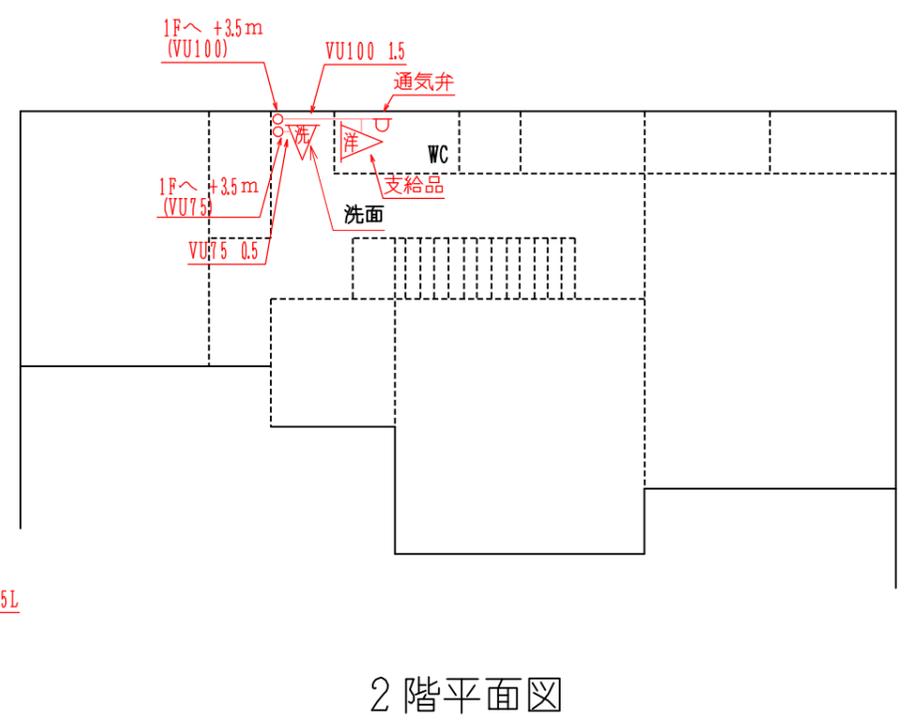
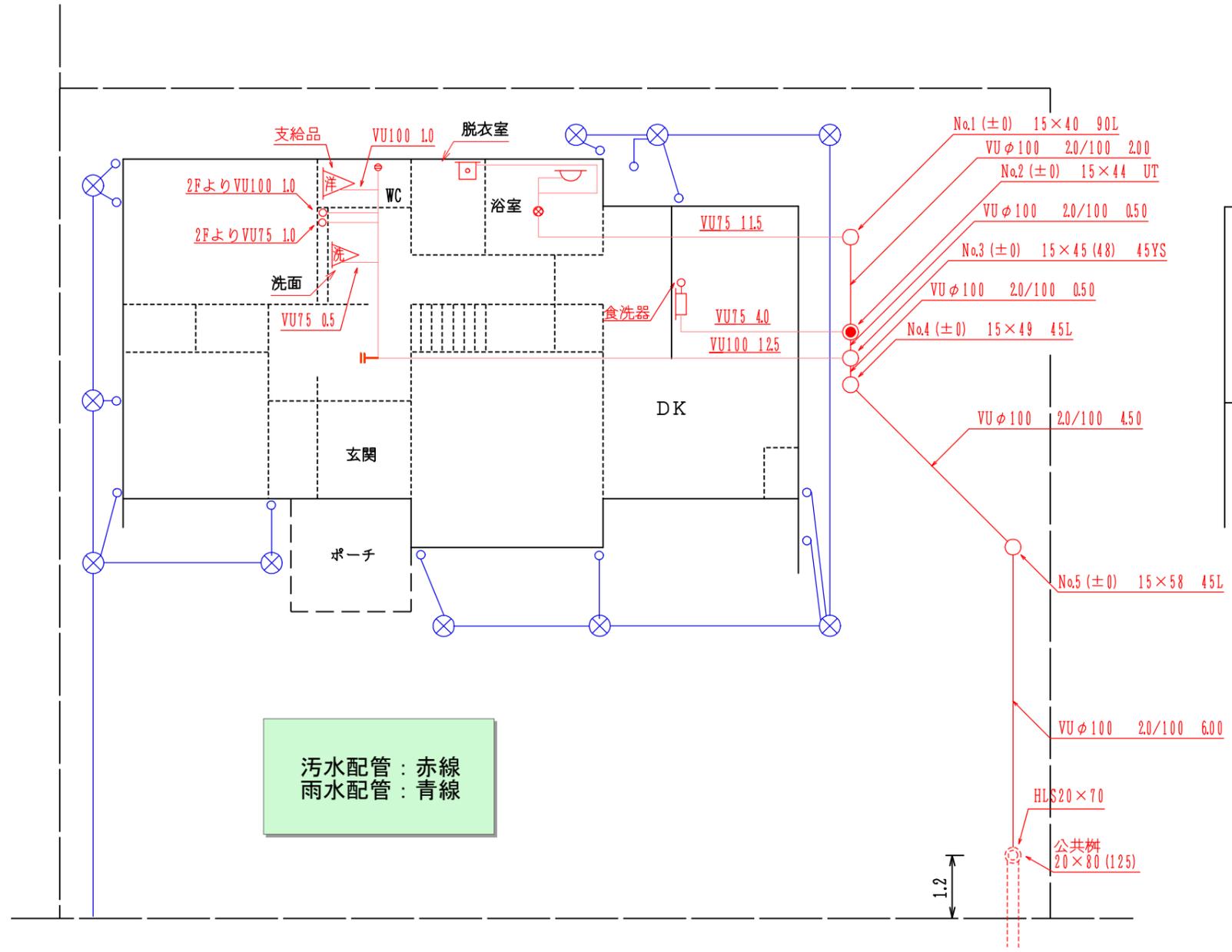
申請者	東松島市長様 次のとおり申請します。 住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 36-1 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 ひがしまつしま いちろう 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111				設置場所	住所 東松島市矢本字上河戸 36-1、1-1 ↑開発等により分筆後の地番が分かる場合、() 書きで記入願います。複数筆ある場合は、全て記入下さい。 予定日をご記入下さい。→				供用開始年月日 . . 受付年月日 R7. 5 . 15 着工年月日 R7. 5 . 25 完成年月日 R8. 3 . 31 検査年月日 . . 給水承認年月日 . .	
	申請区分 <input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 増設 ・ 改築 ・ 承認事項の変更					水灌所 <input checked="" type="radio"/> 新築 ・ 改築 ・ 改造無 現況 <input type="radio"/> 現況 排水設備関係 助成区分 融資 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 排水区分・用途 水連水 <input checked="" type="radio"/> 専用 ・ 共用 排水口 世帯数 人 排水槽 m ² 井水 動力・手動 用途 <input checked="" type="radio"/> 家事用 浴場用 その他 業務用 共同住宅・店舗併用 ()		検査年月日 . . 給水承認年月日 . .			
使用者	住所 〒 981-0503 職業 (地方公務員) 東松島市矢本字上河戸 36-1 氏名 東松島 一郎				排水区分・用途 井水 動力・手動 用途 <input checked="" type="radio"/> 家事用 浴場用 その他 業務用 共同住宅・店舗併用 ()		検査年月日 . . 給水承認年月日 . .				
承認関係	土地所有者 住所 東松島市矢本字上河戸 36-1 氏名 東松島 一郎		建物所有者 住所 東松島市矢本字上河戸 36-1 氏名 東松島 一郎		使用者番号 市町コード 町会番号 調停番号 枝番等 水栓番号 ヤ12345						
	添付書類 見取図 <input type="radio"/> 平面図 <input type="radio"/> 縦断図 <input type="radio"/> 構造図 <input type="radio"/> 排水設備工事調書 <input type="radio"/>										
主管課長専決 上記のとおり承認して宜しいか伺います								↓住宅地図等を添付して下さい。 			
市長 課長 課長補佐 係長 係員 負担金照合 図面等照合											
指定工事店	住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 36-2 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 ひがしまつしま けんせつ 東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎 電話番号 0225-82-1112				責任技術者氏名 東松島 四郎 技術者氏名 東松島 五郎		負担金備考				

計画平面図 ・ 完成平面図

申請者氏名 東松島 一郎

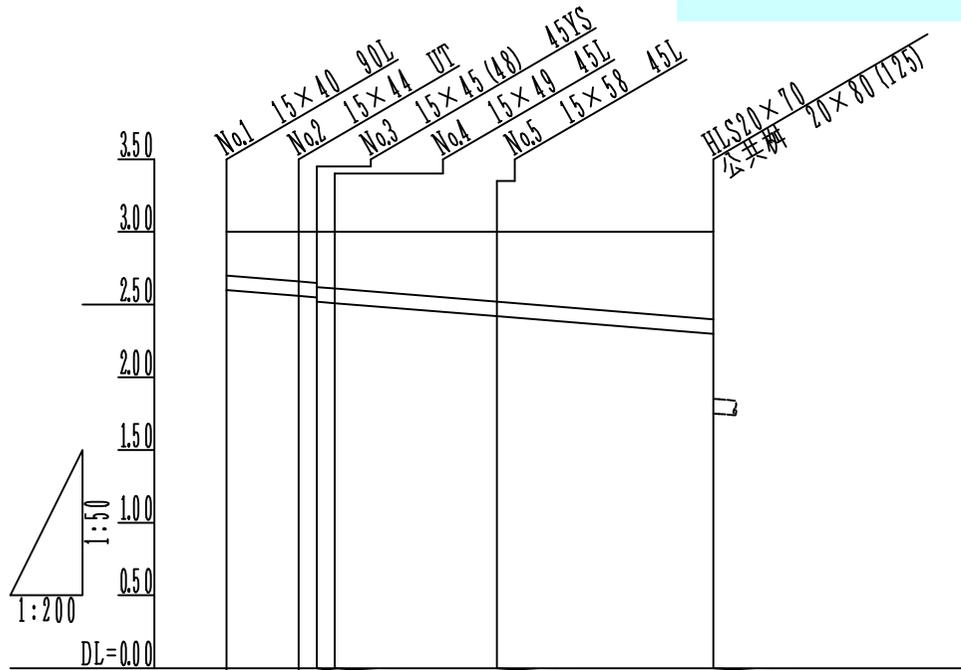


平面図 (1/100)



計画縦断図 ・ 完成縦断図

申請者氏名 東松島 一郎



口径	φ 100		φ 100		φ 100	
勾配	2.0/100		2.0/100		2.0/100	
単距離	2.00	0.50	0.50	4.50	6.00	
地盤高	3.000	3.000	3.000	3.000	3.000	
土被り	0.30	0.34	0.35	0.38	0.39	0.48
管底高	2.600	2.560	2.550	2.520	2.510	2.420
距離	0.00	2.00	2.50	3.00	7.50	13.50

受付番号	07-999 号	整理番号	号	申請者氏名	東松島市 一郎	申請年月日	R7 . 5 . 15	指定工事店	東松島市建設(株)
------	----------	------	---	-------	---------	-------	-------------	-------	-----------

精算	市長	課長	課長補佐	係長	係員	審査

検査員	印
検査確認	印

↓見積時記入

↓精算時記入 (単位:円)

工種	名称	形状寸法	見 積			精 算		
			数量	単価	金額	数量	単価	金額
便所工事	洋風便器	支給	2	0	0	2	0	0
	便器取付工	新築	2	34,200	68,400	2	34,200	68,400
	計				68,400			68,400
排水設備工事	管布設工	屋外 VU100	13.5	1,890	25,515	12.75		22,950
		屋内 VU75	21.0	2,050	43,050	21.0		43,050
		屋内 VU100	19.5	2,110	41,145	19.5		41,145
排水工事	1 90L	15×40	1		7,510	1	15×54	7,510
	2 UT	15×44	1		12,730	1	15×58	12,730
	3 45YS	15×45(48)	1		8,120	1	15×59(62)	8,120
	4 45L	15×49	1		7,510	1	15×63	7,510
	5 45L	15×58	1		7,510	1	15×71	7,510
	6 90L					1	15×75	7,510
	7							
	8							
	9							
	10							
継手類	HLS	100	1	6,020	6,020	0		0
土工	掘削・埋戻	H<800	13.5	4,600	62,100	12.75	4,600	58,650
	掘削・埋戻	H>800						
その他	排水ヘッダー							
	計			221,210			216,685	
	純工事費計			289,610			285,085	
間接経費	諸経費	22%		63,714			62,718	
	設計調査費			21,000			21,000	
	小計			84,714			83,718	
	付帯施設工事費							
	給水工事費							
	大工事費							
	合計			374,324			368,803	
	消費税等額	10%		37,432			36,880	
	工事請求額			411,756			405,683	
	融資対象金額	水洗化工事						
		排水設備工事						

標章番号	
融資番号	

浄化槽処理費

名称	単位	見積	精算
消 毒			
FRP処理費			
コンクリート処理費			
掘削・埋戻			

付帯施設工事費

名称	単位	見積	精算

給水工事費

名称	単位	見積	精算

(備考)

排水設備工事調書 工事内訳書(見積・精算)

排水設備工事完了届

令和8年 3月10日

東松島市長 様

施工者 住所〒 981-0503
 (工事者) 東松島市矢本字上河戸 36-2
 氏名又は名称 東松島建設(株) 電話番号 0225-82-1112
 代表取締役 東松島三郎

次のとおりお届けします。

申請者	住所〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸 36-1				申請年月日	R7. 5 . 15	検査年月日	. .
	氏名 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111				承認年月日	R7. 5 . 20		
設置場所	東松島市矢本字上河戸 36-1				工事完了年月日	R8. 3 . 8	※完了届は、工事完了日を含めて5日以内に必ず提出して下さい。	
					施設区分	排水設備 ・ 水洗設備		
承認番号	第 07-999 号				工事区分	新設 ・ 増設 ・ 改築(改造)		
使用者番号	市町コード	町会番号	認定番号	技番等	水栓番号	助成区分	補助 ・ 融資 ・ 特助 ・ 無	
				— —			ヤ12345	

上記工事の検査をお願いします。

検査員			課長	課長補佐	係長	係員

記事

《設計図面の凡例・記号の例》

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ま す		丸 ま す 角 ま す
床 排 水 口			公 共 汚 水 ま す		
ト ラ ッ プ			公 共 雨 水 ま す		
掃 除 口			側 溝 (道 路)		
露 出 掃 除 口			阻 集 器		丸 ま す 角 ま す
阻 集 器			ト ラ ッ プ ま す		丸 ま す 角 ま す
排 水 管			雨 ど い		
通 気 管			境 界 線		黒又は青
立 管			建 物 外 壁		同上
排 水 溝 (宅地内)			建 物 間 仕 切 り		同上
汚 水 ま す		丸 ま す 角 ま す	新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
ド ロ ッ プ ま す (汚 水)		丸 ま す 角 ま す	雨 水 管		緑 色
分 離 ま す			撤 去 管		黒 色
雨 水 ま す		丸 ま す 角 ま す	既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 …雨水管
ド ロ ッ プ ま す (雨 水)		丸 ま す 角 ま す	銅 管	GP	
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

- 新設汚水管は赤線、既設柵及び既設汚水管は赤波線。
雨水管は青線。

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市下水道条例（平成17年東松島市条例第152号。以下「下水道条例」という。）第7条、東松島市農業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第130号）第5条第3項及び東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第141号）第7条の規定による東松島市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 排水設備工事 下水道条例第6条第1項の排水設備等の新設、増設、改造の工事、修繕又は撤去のことをいう。

(2) 指定工事店 排水設備工事が実施できるものとして、下水道条例第7条の規定により市長が指定した業者をいう。

(3) 責任技術者 排水設備工事の設計、実施等に関して、第13条の規定により登録された者をいう。

(指定の資格要件)

第3条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 宮城県に事業所があること。

(2) 責任技術者として登録を受けた者を選任していること。ただし、宮城県内における他の事業所について兼任することを妨げない。

(3) 施工に必要な設備及び器材を有していること。

(指定の欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。

(1) 工事業者の代表者が、破産手続の開始の決定を受けて復権を得ない場合

(2) 工事業者の代表者が、第19条第1項の規定により責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない場合

(3) 工事業者の代表者が、精神の機能の障害により、排水設備工事を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない場合

(4) 指定工事店が、第11条第1項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合

(5) 工事業者の代表者及び従業員が、東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第4号に規定する暴力団員等である場合又はそれらのものと密接な関係を有する者であると認められる場合

2 前項第2号に該当する者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の時期)

第5条 指定工事店の指定は、毎年4月に行う。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第6条 指定工事店として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者（法人の場合は、その代表者）の履歴書及び住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し

(2) 法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

(3) 工事経歴書

(4) 従業員名簿

(5) 責任技術者名簿（様式第2号）及び排水設備工事責任技術者証（様式第6号。以下「責任技術者証」という。）の写し

(6) 納税証明書及び資産証明書

(7) 施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(8) 誓約書（様式第1号の2）

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、第20条に規定する委員会において審査し、その審査結果により指定することとしたときは、申請者から下水道条例第31条第1項の登録手数料を徴した後に、排水設備指定工事店証（様式第3号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店証の有効期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 第5条本文の時期に指定を受けたときは、指定工事店として指定を受けた日（以下「指定基準日」

という。)から5年とする。

(2) 第5条ただし書の時期に指定を受けたときは、その直前の指定基準日において指定を受けている指定工事店の有効期間満了の日までとする。

3 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

4 指定工事店は、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。同条の規定により指定の効力を一時停止されたときも、同様とする。

(指定の更新)

第8条 前条第2項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、第6条各号の書類を市長が別に定める期日までに提出しなければならない。この場合において、同条第3号から第6号までの書類は、提出を省略するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その審査結果により指定を更新することとしたときは、当該申請を行った者から下水道条例第31条第1項の登録手数料を徴し、指定工事店証を交付する。

(指定工事店の誠実義務)

第9条 指定工事店は、法令、要綱等(以下「法令等」という。)に従い、誠実に施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事契約に際しては、工事費、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 排水設備工事は、その計画に係る市長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ、設計又は実施してはならない。

(7) 排水設備工事の完了後1年以内に生じた故障又は破損については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(異動等届出)

第10条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第4号)に異動内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 組織を変更したとき。

(3) 代表者に異動があったとき。

(4) 商号を変更したとき。

(5) 事業所を移転したとき。

(6) 選任する責任技術者に異動があったとき。

2 指定工事店は、第4条第1項第1号、第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条に規定する委員会において審査し、その審査結果に基づき指定の取消し又は一時停止の処分を行うことができるものとする。

(1) 法令等の規定に違反したとき。

(2) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。

(3) 第4条第1項の欠格条項に該当することとなったとき。

(4) 第9条に規定する誠実義務に違反したとき。

(5) 不当に多額の工事費を要求し、又は受けたとき。

(6) 事業を廃止したとき、又は引き続いて1年以上事業を中止したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定工事店として不適当と認めたとき。

2 市長は、前項の処分により指定工事店が損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(指定工事店の公示)

第12条 市長は、前条第1項の処分を行ったときは、その都度公示するものとする。

(責任技術者の認定と登録)

第13条 市長は、責任技術者についての認定を行い、これを登録するものとする。

2 現に登録を受けている他の市町村と重複して本市の責任技術者として認定を受けようとする者は、当該他の市町村の登録を証する書面を提出し、東松島市排水設備等工事責任技術者名簿に氏名、生年月日等所要事項の登録を受けなければならない。

(責任技術者の責務)

第14条 責任技術者は、法令等に従い、排水設備工事の設計、実施及び監理に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該排水設備工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(責任技術者の登録資格)

第15条 責任技術者として登録を受ける者(以下「登録申請者」という。)は、市長が別に定める機関が実施する責任技術者としての資格の試験に合格した者又は当該資格の更新講習を修了した者でなければな

らない。

- 2 登録申請者が、第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。
(登録)

第16条 登録申請者は、市長が指定する期日までに、責任技術者登録申請書(新規・更新)(様式第5号。以下「登録申請書」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (2) 登録申請者の顔写真(提出日から3月以内に撮影した上半身のもの)
- (3) 責任技術者としての資格の試験に合格し、又は当該資格の更新講習を修了したことを証する書類(以下「合格証等」という。)の写し
- (4) 誓約書(様式第1号の2)

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その審査結果により適当と認めるときは、登録申請者から下水道条例第31条第1項の登録手数料を徴し、責任技術者証を交付するものとする。

- 3 責任技術者証の有効期間(以下「登録期間」という。)は、次の各号のとおりとする。

- (1) 合格証等に有効期間が記載されているときは、当該期間満了の日までとする。
- (2) 合格証等に有効期間が記載されていないときは、当該合格証等の発行の日から5年を経過する日以後最初の3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 4 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第17条 責任技術者は、登録を抹消する場合は、登録抹消申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは当該責任技術者に対し、登録抹消証明書(様式第8号)を交付する。

(登録の更新)

第18条 第16条第3項の登録期間満了に際し、引き続き責任技術者としての登録を受けようとするときは、登録申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (2) 責任技術者証の写し
- (3) 合格証等の写し
- (4) 誓約書(様式第1号の2)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認められた書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、その審査結果により登録を更新することとしたときは、当該申請を行った者から下水道条例第31条第1項の登録手数料を徴し、責任技術者証を交付する。

(登録の取消し又は一時停止)

第19条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、次条に規定する委員会において審査した結果に基づき登録の取消し又は一時停止の処分を行うことができるものとする。

- (1) 法令等に違反したとき。
- (2) 第14条各項に規定する責任技術者の責務に関し、不誠実な行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が責任技術者として不適当と認めるとき。

- 2 市長は、前項の処分を行ったときは、当該責任技術者に通知し、責任技術者証を返納させるものとする。

- 3 市長は、前2項の処分により当該責任技術者が損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(委員会)

第20条 市長は、第7条、第11条及び前条の規定による指定又は登録の処分に関する審査を行うため、東松島市排水設備指定工事店資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第21条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 建設部長
- (2) 副委員長 下水道課長
- (3) 委員 下水道課職員 若干名

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

- 4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 5 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

- 6 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(委員会の審議事項)

第22条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定工事店として指定を受けようとするものの資格
 - (2) 指定工事店に対する違反点数の付与及びこれに伴う指定の停止又は取消し。
 - (3) 責任技術者に対する違反点数の付与及びこれに伴う登録の停止又は取消し。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたとき。
- 2 委員会は、前項（第2号又は第3号を除く。）において必要があると認めたときは、その審査事項の関係者の出席を求め事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

（審査の基準）

第23条 前条第1項第1号の審査の基準は、第3条及び第4条の規定によるものとする。

2 前条第1項第2号又は第3号の審査の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に定める違反種別に対して付与される違反点数の累積点数が別表第2に定める点数に達したときは、同表に定める期間で指定又は登録の停止
- (2) 指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を実施したときは、6か月以内の期間の指定又は登録の停止
- (3) 別表第1に掲げるもののほか、違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えたときは、指定又は登録の取消し

（違反点数の消滅）

第24条 前条第2項の規定により付与された違反点数は、違反点数を付与された日から2年間無違反のときは、その違反点数が消滅する。

2 指定又は登録の停止処分を受けてから3年以内に同等以上の処分を受けたときは、以降の違反に対する付与点数を倍にする。

（指定又は登録期間を超えて処分したときの処分）

第25条 指定又は登録期間を超えて処分したときは、処分の期間中での指定又は登録の更新を行わないものとする。

（処分等の決定）

第26条 第22条第1項第2号又は第3号の違反点数の付与及びこれに伴う停止又は取消しをするときは、東松島市行政手続条例（平成17年東松島市条例第11号）に基づく聴聞又は弁明の機会を経た上で、第28条の報告を受けて市長が決定するものとする。

（聴聞又は弁明の機会の付与）

第27条 前条の聴聞又は弁明の機会の付与に関する手続及び当該手続に必要な書面は、東松島市行政手続条例の定めるところによる。

（報告）

第28条 委員会は、第22条第1項の審査の結果を市長に報告しなければならない。

（通知）

第29条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を決定し、その旨を関係者に通知するものとする。

2 市長は、前項の報告が第22条第1項第2号又は第3号であるときは、東松島市排水設備指定工事店・責任技術者違反通知書（様式第9号）をもって、指定工事店若しくは責任技術者又はそのいずれにも通知するものとする。

（工事の調査等）

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店に対し、排水設備工事の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（その他）

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町排水設備指定工事店に関する規則（平成5年矢本町規則第23号）又は鳴瀬町下水道排水設備指定工事店規則（平成13年鳴瀬町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成27年3月30日規則第24号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月10日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、一般財団法人宮城県下水道公社が実施した排水設備責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者は、公益社団法人宮城県建設センターが実施する排水設備

責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者とみなす。

附 則（令和5年6月15日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に廃止前の東松島市排水設備指定工事業者等の資格審査等に関する要綱（平成17年東松島市訓令甲第196号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の東松島市排水設備指定工事店に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和6年3月25日規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月29日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年12月20日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第23条関係）

<付与点数基準>

	違反種別	違反点数	
		指定店	責任技術者
1	正当な理由なく市の下水道施設及び排水設備を操作したとき。	50	50
2	無許可で新築工事、増改造工事を実施したとき。	50	50
3	無許可で撤去工事を実施したとき。	50	50
4	責任技術者の名義を借用又は貸与したとき。	50	50
5	工事指定店の名義を貸与したとき。	50	—
6	排水設備の新設等の申請書を提出し、確認を受けた日から正当な理由なく3月以上着手しないとき。	50	20
7	埋設物、構造物等に損害を及ぼしたとき。	20	20
8	市長が承認した材料器具以外のものを使用したとき。	30	30
9	工事完了後7日以内に完了届を提出しないとき。	30	30
10	検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	50	50
11	不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。	50	10
12	責任技術者資格証の不携帯	5	10
13	工事又は修繕の申込みに対し相当の理由なく拒んだとき。	50	—
14	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	30	50
15	再検査が多発したとき（3回ごと）。	50	50
16	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可なくして実施したとき。	50	50
17	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき（1件当たり）。	50	50
18	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき又は引き続き1年以上営業を中止したとき。	10	—
19	正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。	50	50
20	規則第9条の法令等に違反したとき。	50	50

別表第2（第23条関係）

付与点数法

<処分基準>

違反点数	処分
100点に達したとき	1月停止
150点に達したとき	3月停止
200点に達したとき	6月停止
250点に達したとき	1年停止
300点に達したとき	取消し

◆東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について

①補助事業対象地区について

1. 流域関連公共下水道事業全体計画区域外（ただし、事業認可区域外は対象）
2. 農業集落排水事業区域外
3. 漁業集落排水事業区域外

※補助対象区域の確認については、電話での判断ができない場合もありますので、下水道課窓口で打合せをお願い致します。

※対象区域図も東松島市ホームページにて公開しています。

②補助事業施工主体及び施設の所有について

- ・市ではなく、設置者個人が主体の事業で、設置した浄化槽も設置者個人の所有となります。

③補助対象工事について

- ・合併処理浄化槽の本体設置工事が対象となります。
- ・放流管及び流入管は対象となりません。

④補助対象の建築物

- ・居住住宅又は事業所、併用住宅（管理のための居住は対象外です。）
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人所有の事業用建物。

※以下の場合には対象となりません。

- ・浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・賃貸の住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・住宅を販売又は賃貸目的で合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市税等を滞納している方。
- ・別荘、倉庫に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・会社等所有の建物に合併処理浄化槽を設置する場合。

⑤工事発注について

- ・設置者個人の発注となります。
- ・施工業者については、浄化槽設備士の資格を有し、県に登録している浄化槽工事業者でなければ工事はできませんし、補助金を受け取ることもできません。

⑥浄化槽の設置場所について

- ・宅地内に個々に浄化槽を設置します。

⑦補助金額について

- ・人槽区分により補助金額が変わります。資料（23頁）を確認して下さい。

⑧補助要綱の改正について

補助要綱を改正するという動きが環境省からあります。現時点においては、具体的な改正内容は把握できていません。急な要綱の改正が想定されますので補助金を活用し、浄化槽を設置する場合は事前協議書をお早めに提出をお願いします。

2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について

①申請から完了までの流れは以下のとおりです。

事前協議書提出 → 協議回答 → **補助金交付申請書提出** → 補助金交付決定 →
工事着手 → 完成 → **実績報告書提出** → 完成検査 → **補助金請求書提出**

(※下線部が提出書類です。**補助金交付申請時は排水設備工事計画承認申請書の提出も忘れずに。**)

②補助金申請は随時受付しておりますが、**申請期限は毎年12月25日**（土日の場合はその前の営業日まで）となっております。また、予定基数に達した場合は、打ち切りとなりますのでご注意ください。

（令和7年度の予定基数13基です。）

【その他】

・掘削時の土留め使用について、完成後の写真では大変危険な作業が見られます。労働安全衛生規則第361条にある地山の崩壊等による危険の防止に関する規則を守り作業して下さい。

バックホウによる吊り上げ作業を行う場合は、クレーン仕様の機種を使用し吊り上げ荷重が1トン未満又は移動式クレーンの特別教育、1トン以上5トン未満は免許又は技能講習の資格が必要となります。

資格者以外は作業を行わないよう注意して下さい。

また、吊り込み時に浄化槽の下に入らないよう注意願います。

・**浄化槽の据付完了後、市役所担当者との中間立会を行います。**

写真に収まりますので、日程の連絡及び表示板の準備を忘れずをお願いします。

《資料》令和7年度合併処理浄化槽補助金の額

	人槽区分	限度額
合併処理浄化槽 (変則合併処理浄化槽含む)	5人槽	332,000円以内
	7人槽	414,000円以内
	10人槽	548,000円以内

令和8年度東松島市排水設備指定工事店更新予定一覧

指定番号	指定店名	代表職名	代表者氏名
1001	株式会社 涌谷住宅設備センター	代表取締役	佐々木 圭
1005	有限会社 屋八設備工業	代表取締役	晝八 伸也
1006	株式会社 草富設備	代表取締役	草刈 勉
1009	株式会社 佐藤工業所	代表取締役	佐藤 伸二
1010	株式会社 電工センター	代表取締役	木村 貴俊
1012	有限会社 日野設備	代表取締役	日野 秀市
1013	株式会社 向陽設備	代表取締役	木村 健一
1014	共栄設備 株式会社	代表取締役	高橋 文彦
1017	丸岩建設株式会社	代表取締役	今野 正俊
1018	佐藤設備		佐藤 昇
1019	株式会社 晃和工業	代表取締役	千葉 政武
1021	山下設備工業 株式会社	代表取締役	澁谷 浩司
1022	株式会社 大川屋	代表取締役	阿部 仁
1026	株式会社 ミヤケン	代表取締役	本田 眞次
1028	大幸工業 株式会社	代表取締役	廣中 孝彦
1030	協業組合 石巻浄化槽管理センター	理事長	色川 雅夫
1031	北上興業 株式会社	代表取締役	佐藤 理香
1035	志賀建設工業 株式会社	代表取締役	宮田 雄一
1043	有限会社 アベ住設	代表取締役	阿部 竜也
1044	有限会社 ハシユウ設備工業	代表取締役	橋本 満彦
1046	株式会社 ビー・エム設備企画	代表取締役	片野 由美子
1050	株式会社 河南水道工業所	代表取締役	佐藤 大望
1053	株式会社 高橋施工	代表取締役	高橋 章弘
1054	株式会社 佐藤設備	代表取締役	佐藤 俊之
1055	株式会社 櫻井建設	代表取締役	櫻井 一義
1056	株式会社 センショウ・テック	代表取締役	千葉 裕博
1060	児島産業 株式会社	代表取締役	児嶋 功
1062	株式会社 丸一建設	代表取締役	一條 裕昭
1063	有限会社 カネカツ土井産業	代表取締役	土井 静紀
1065	木村工業所	代表者	木村 喜悦
1067	株式会社 尾形土建	代表取締役	尾形 勇一
1070	オーエス設備	代表	尾形 吉博
1072	齋藤建設 株式会社	代表取締役	齋藤 稔
1074	有限会社 加曾利設備防災	代表取締役	加曾利 善雄
1075	齋藤工業 株式会社	代表取締役	齋藤 直仁
1081	有限会社 ガイアプラン	代表取締役	佐々木 正則
1082	株式会社 木村工務店	代表取締役	木村 正樹
1084	有限会社 佐藤建設	代表取締役	佐藤 新孝
1085	熊谷建業 株式会社	代表取締役	熊谷 丈晴
1086	株式会社 津田工業所	代表取締役	津田 智佳
1087	株式会社 マルタツ熊谷建設	代表取締役	熊谷 達雄
1088	丸寿商機 株式会社	代表取締役	佐藤 仁
1089	株式会社 宮城電気サービス	代表取締役	齋藤 貴俊
1090	株式会社 橋本道路	代表取締役	橋本 孝一
1092	株式会社 和建設	代表取締役	森 尚之
1093	大槻設備	代表	大槻 秀一
1094	高橋土建 株式会社	代表取締役	高橋 信之
1098	株式会社 東邦管工	代表取締役	菊地 由拓

指定番号	指定店名	代表職名	代表者氏名
1100	株式会社 いこい住設	代表取締役	佐藤 康浩
1106	株式会社 高野建設	代表取締役	高野 忠弘
1107	株式会社 石巻給水設備	代表取締役	照井 新太郎
5017	株式会社 芳賀工業	代表取締役	芳賀 剛
5066	株式会社 三希設備 仙台支店	代表取締役	酒寄 幹弘
5067	ミナミ工業 株式会社	代表取締役	村井 英信
5068	有限会社 広川工業 宮城支店	支店長	石川 啓太
5069	ヤマチ工業 株式会社	代表取締役	高橋 利広
5070	ひかり工業	代表	今野 伸一
5081	株式会社 関下設備	代表取締役	本田 哲也
5082	パズルハウス 株式会社	代表取締役	花坂 雅之

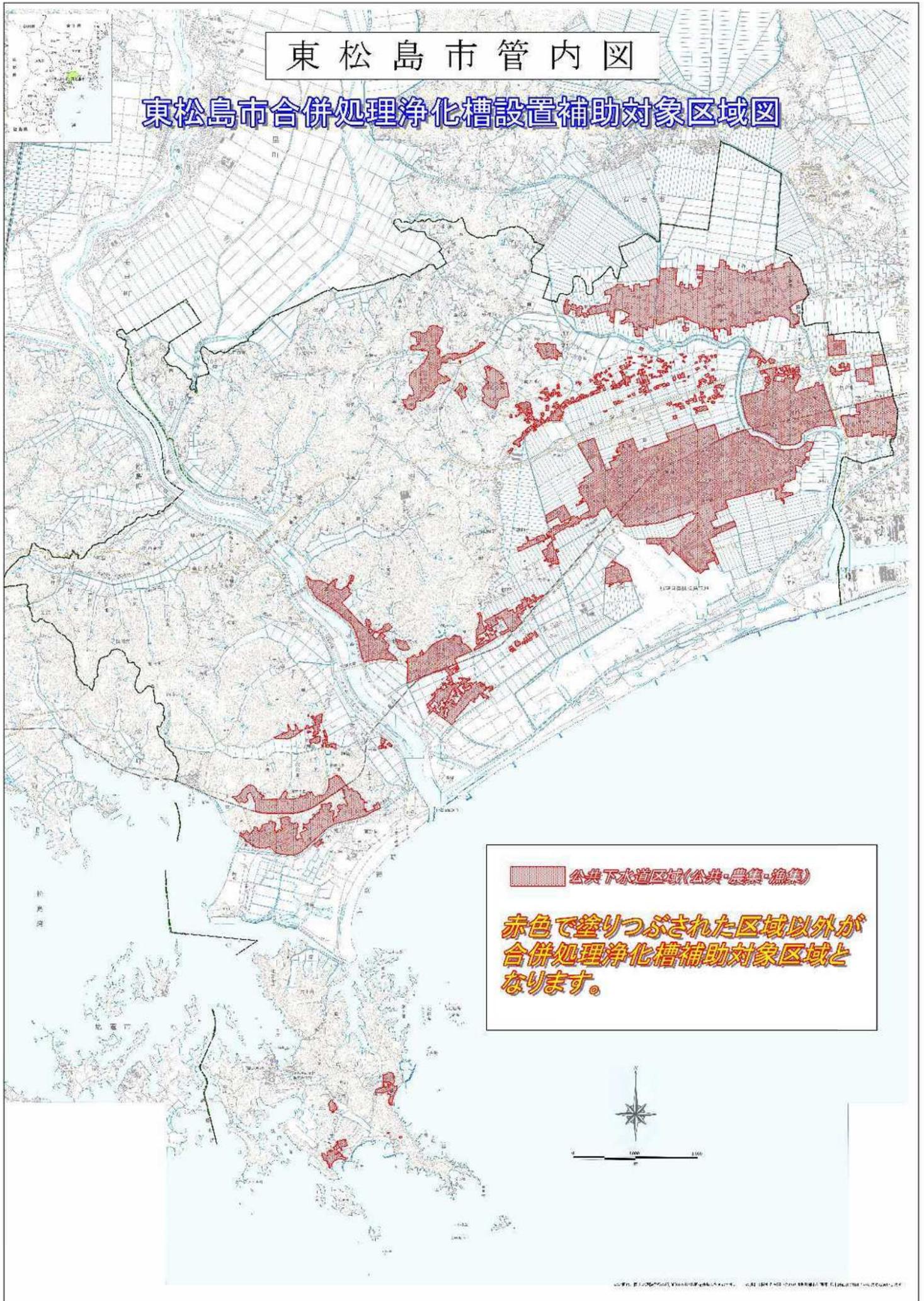
予定件数：59件
指定期限：令和8年3月31日

位置図



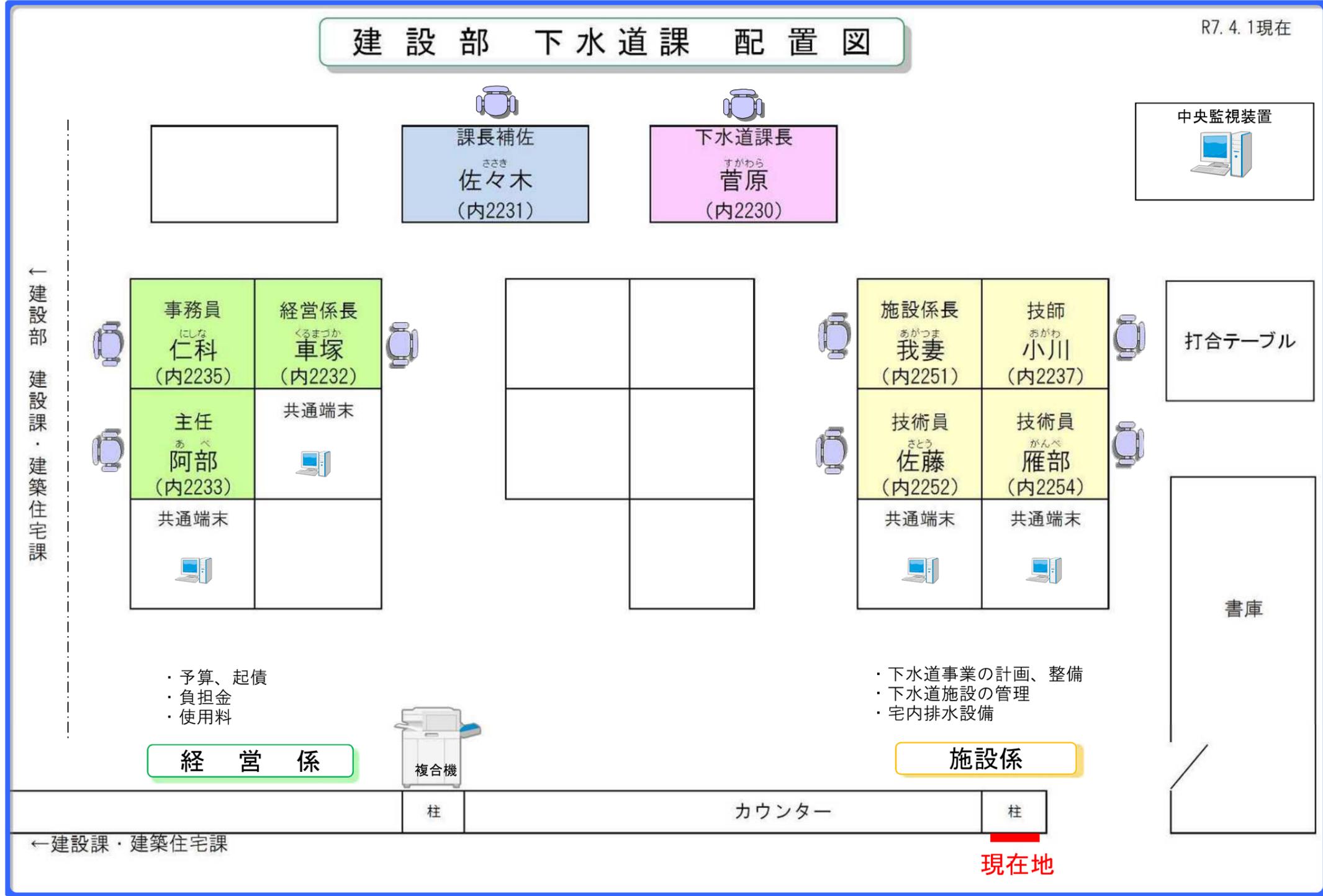
東松島市管内図

東松島市合併処理浄化槽設置補助対象区域図



建設部 下水道課 配置図

R7.4.1現在



〒981-0303
宮城県東松島市小野字新宮前5 鳴瀬庁舎
TEL : 0225-82-1111(代)
FAX : 0225-87-3954

メール
下水道課 : gesui@city.higashimatsushima.miyagi.jp
gesui@city.higashimatsushima.lg.jp

